

# 中間検査・完了検査申請時に必要な書類チェックリスト

令和7年4月7日改訂

株式会社 確認サービス  
URL <http://www.kakunin-s.com>

## <中間検査申請時に必要な書類>

名古屋市	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間検査申請書	[建築基準法施行規則第26号書式]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（代理者確認）、建築士免許証の写し（設計者・監理者確認）	※免許証の写しは変更になった場合のみ改めて添付要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	封筒（検査済証送付用）110円切手貼付（適合証明付は110円, S付きは180円）	※紙申請の場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①構造耐力上主要な部分の軸組の写真 ②仕口その他の接合部の写真、③鉄筋部分等を写した写真 （屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時、その他特定行政庁が指定する工程終了時において撮影された①②③）	[建築基準法施行規則第4条の8第1項二号] 検査の特例を受ける場合のみ必要 ※4 （中間検査対象建築物は、直前の中間検査後に行なわれた工事に係る部分）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽微な変更説明書（第三面に軽微な変更の概要記載有る場合のみ）	[建築基準法施行規則第4条の8第1項第三号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	杭の施工報告書	[名古屋市建築基準法等施行細則第5条第1項第一号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配筋写真及び鉄骨写真（仕口・継手・柱脚）	[名古屋市建築基準法等施行細則第5条第1項第二号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1 工事監理報告書	[三重県建築基準法施行細則第8条の2]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※2 添付図書（木造、RC造、S造、SRC造、基礎の構造）	[三重県建築基準法施行細則第8条の3]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請書第四面工事監理項目ごとの照合実施状況写真	[静岡県建築基準法施行細則第6条の2]

※1 四日市市・鈴鹿市・松阪市・桑名市を除く三重県内 ※2 特例物件に関係なく添付が必要です。別紙1を参照してください。

## <完了検査申請時に必要な書類>

名古屋市	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	完了検査申請書	[建築基準法施行規則第19号書式]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（代理者確認）、建築士免許証の写し（設計者・監理者確認）	※免許証の写しは変更になった場合のみ改めて添付要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	封筒（検査済証送付用）110円切手貼付（適合証明付は110円, S付きは180円）	※紙申請の場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①構造耐力上主要な部分の軸組の写真 ②仕口その他の接合部の写真、③鉄筋部分等を写した写真 （屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時、その他特定行政庁が指定する工程終了時において撮影された①②③）（上記写真は中間検査時に提出した部分は除きます）	[建築基準法施行規則第4条第1項二号] 検査の特例を受ける場合のみ必要 ※4 （中間検査対象建築物は、直前の中間検査後に行なわれた工事に係る部分）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緑化施設工事完了確認通知書及び緑化施設工事完了届の副本 又は緑化施設工事完了延期認定通知書	[建築基準法施行規則第4条第1項第三号] 都市緑地法の適用ある場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネ基準の適合確認を行った建築物は、適合確認を行った方法に応じて以下の図書及び書類を提出下さい。	※当社で申請済みの場合は添付不要（同意書等添付に限る）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ. 建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号イ]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ロ. 設計住宅性能評価に要した図書及び書類（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号ロ]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ. 建設住宅性能評価を受けた場合の検査報告書の写し（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号ハ]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ニ. 長期優良住宅（認定又は確認）に要した図書及び書類（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号ニ]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ホ(1). 大臣認定（特殊な構造又は設備を用いる場合）に要した図書及び書類（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号ホ(1)]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ホ(2). 性能向上計画認定に要した図書及び書類（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号ホ(2)]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ホ(3). 低炭素建築物認定に要した図書及び書類（変更含む）	[建築基準法施行規則第4条第1項第四号ホ(3)]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽微な変更説明書（第三面に軽微な変更の概要記載有る場合のみ）	[建築基準法施行規則第4条第1項第五号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネ基準工事監理報告書 ※6	[建築基準法施行規則第4条第1項第六号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	杭の施工報告書（特定工程に係る建築物は中間検査後に行われた工事に係るものに限る）	[名古屋市建築基準法等施行細則第4条第1項第一号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配筋写真及び鉄骨写真（特定工程に係る建築物は中間検査後に行われた工事に係るものに限る）	[名古屋市建築基準法等施行細則第4条第1項第二号]
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※3 工事監理の実施状況を示す写真	[豊橋市建築基準法等施行細則第4条第1項各号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請書第四面工事監理項目ごとの照合実施状況写真	[静岡県建築基準法施行細則第6条]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5 界壁の工程写真（長屋又は共同住宅のみ・①②③が確認できるもの）	[三重県建築基準法施行細則第8条の2第一号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	躯体工事完了時の検査報告書の写し（建設住宅性能評価により中間検査適用除外の場合）	[三重県建築基準法施行細則第8条の2第二号]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽工事完了報告書	[愛知県建築基準法等施行細則第5条第3項]
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽社内検査結果報告書等（型式適合認定浄化槽以外）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽協会の中間検査報告書（既成コンクリート管浄化槽の場合）	

- ※3 豊橋市に限る〔法第6条第1項各号に掲げる建築物：屋根の小屋組、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁及び基礎の配筋のそれぞれ  
工事終了時における工事監理の実施状況を示す写真（特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事に限る）  
政令第138条第1項又は第2項に掲げる工作物（昇降機を除く）：RC造の部分の配筋、S造の部分の仕口その他の接合部等を写した写真〕
- ※4 法7条の5に規定する建築物の検査の特例を受けようとする方は、規則第4条第1項第3号又は第4条の8第3号の  
写真が必要となりますので注意下さい。尚、確認申請時に特例を適用される方は、検査においても特例を適用させていただきます。
- ※5 ①小屋（天井）裏に界壁が達していること強化天井を除く）②界壁及び取り合い部の仕様が確認できるもの③界壁及び強化天井を管が貫通する場合にお  
いては、当該管と界壁又は強化天井との取り合いの仕様が確認できるもの（PB等の二重張りの場合、状況が確認できる写真が必要。）
- ※6 省エネ基準の適合確認を行った建築物が対象です。建設地の特定行政庁が規則・細則により様式を定めている場合は、特定行政庁が定める様式にて提出  
下さい。

-----  
 <検査時に於ける参考書類（現場にて提示して頂く場合があります）>（検査申請書に添付したものは除く）

- 省エネ基準の適合確認を行った建築物の完了検査において目視確認が困難なもの
  - 1) 断熱材の種類、厚さ、設置状況を示す写真、納品書等
  - 2) 太陽光パネル、その他目視確認が出来ない設備等の仕様、設置状況を示す写真、納品書等
- 工程写真
- 地盤調査報告書
- 一軸圧縮試験等結果報告書
- 杭施工報告書
- 材料規格証明書（ミルシート等）
- アンカーボルト規格証明書
- PC鋼線、PC鋼棒については規格証明書
- 鉄骨製作要領書
- 鉄骨製品検査結果
- 超音波探傷試験実施状況写真
- 超音波探傷試験結果報告書
- コンクリート調合計画書
- コンクリート圧縮試験結果
- コンクリート塩分測定結果
- 鉄筋ガス圧接試験結果
- 昇降機自主検査結果報告書  
告示1292号による
- 浄化槽自主検査結果報告書
- 非常照明照度測定結果報告書
- 機械排煙設備風量測定結果報告書
- 機械換気設備風量測定結果報告書
- その他特殊な材料の規格証明書  
又は材料試験結果書

詳細については三重県「中間検査の手引き」令和7年4月版をご確認下さい。  
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001133517.pdf>

### 3-5 中間検査申請書添付書類及び準備書類

中間検査の申請に必ず必要な書類は3-5(1)提出書類一覧と3-5(3)準備書類になります。なお、令和7年4月1日より、一部の建築物について、仕様表に必要事項を記載することで各種伏図等が省略可能です。<sup>※3</sup>

#### (1)提出書類一覧

表3-5-1 中間検査の申請に必要な書類（省令第4条の8）

建築物の種類  提出書類	法6条第1項第三号に該当する住宅系建築物			左記以外の建築物	備考
	確認の特例の適用を受けたもの		確認の特例の適用がないもの		
	検査の特例の適用があるもの	検査の特例の適用がないもの			
① 中間検査申請書（省令別記第二十六号様式）	○	○	○	○	⑤工事監理報告シートを添付した場合、第四面の記載は不要。
② 委任状	○	○	○	○	本人の申請による場合不要。
③ 軽微な変更説明書	○	○	○	○	直近の計画について軽微な変更が生じた場合に添付。
④ 工事監理報告書	○	○	○	○	
⑤ 工事監理報告シート	任意	任意	任意	任意	
⑥ 工事写真	○ <sup>※1</sup>	現場検査時に提示要	現場検査時に提示要	現場検査時に提示要	・検査の特例を受ける際は、3-5(2)工事写真要領による。
⑦ 各種設計図書	△ <sup>※3</sup>	○ <sup>※2※3</sup>	確認申請図書に添付	確認申請図書に添付	
【共通】					
仕様表					
仕様書					
基礎伏図（杭の仕様を含む）					
構造詳細図					
各階床伏図					
小屋伏図					

木 造】 ※6	2面以上の軸組図					
	使用構造材料一覧表					
	壁及び筋交いの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書					
	軸組計算書（令第46条第4項の壁量計算書、バランス計算書及びH13告示第1540号第5第四号の壁量計算書） ※4					
構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（金物含む）の構造方法を明示した図書						
【鉄骨造】	2面以上の軸組図	△※3	○※2※3	確認申請図書に添付	確認申請図書に添付	
	使用構造材料一覧表					
	構造耐力上主要な柱の脚部と基礎との緊結方法を明示した図書（令第66条）					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した図書（令第67条第2項）					
【鉄筋コンクリート造】	2面以上の軸組図					
	使用構造材料一覧表					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法、鉄筋の配置、径、継手、定着の方法及びかぶり厚を明示した構造詳細図					
	施工方法等計画書					

【鉄骨鉄筋コンクリート造】	2面以上の軸組図	△	○※2	確認申請図 書に添付	確認申請図 書に添付	
	使用構造材料一覧表					
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法、鉄筋の配置、径、継手、定着の方法及びかぶり厚を明示した構造詳細図					
	施工方法等計画書					
⑧直前の確認に要した図書及び書類 ※5	○	○	○	○		
⑨その他必要と認める書類	○	○	○	○		

○…添付要 △…下記（注）①を参照

（注）・確認の特例の適用を受けたもののうち、

- ①「検査の特例の適用があるもの」の提出書類については、検査の特例を受ける要件である『建築士による工事監理が適切になされていること』を現地等においても確認することを目的に定めていることから、構造耐力上重要となる部位の仕様及びその構造耐力上の検討結果等を記載した図書等を提出すること。

参考までに、**軸組工法及び枠組壁工法の提出書類への明示事項一覧**を下表に示す。

軸組工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎の寸法、配筋</li> <li>・構造耐力上主要な軸組、小屋組及び床組を構成する主要な部材の配置・寸法</li> <li>・接合部の仕様（金物の配置・種別）</li> <li>・壁量計算・バランス計算</li> </ul>
枠組壁工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎の寸法、配筋</li> <li>・構造耐力上主要な部材（幅 90cm 以上の開口部の上部に必要なまぐさ、耐力壁を繋ぐ頭つなぎを含む）の配置・寸法（H13 告示第 1540 号に規格が示されているものについては、その番号の記載に代えても可）及び接合部の仕様（金物の配置・種別）</li> <li>・耐力壁の配置及び耐力壁間相互の距離及び耐力壁線に囲まれた水平投影面積</li> <li>・耐力壁線に設けられる開口部の幅</li> <li>・壁接合部や床版の緊結に用いられる釘の本数及び釘打ち間隔、釘打ちに過度なめり込み（合板厚み 3 分の 1 以上）がある場合の増し打ちの仕様</li> <li>・壁量計算</li> </ul>

なお、必要な記載がなされていればプレカット承認図等を流用して、集約化した図面を作成、提出してもよい。

②「検査の特例の適用がないもの」の提出書類については、当該計画について、建築基準法の対象となる規定の全てが検査対象となるため、原則、これら全ての規定（確認の特例の適用を受けなかったとした場合に確認申請時に記載が必要な内容）を網羅した図書等を提出すること。

- ・仕様規定に代わる構造計算書は、令第46条第2項による計算も含め原則、中間検査申請書への添付は不要。
- ・法第68条の10第1項の認定型式に適合する建築物の部分、法第68条の20第1項の規定による認証型式部材等に係る建築物の部分、法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定に係る建築物、法第38条の規定による認定に係る建築物について、当該認定等により確認申請時の添付が省略されている図書は添付不要。ただし、①中間検査申請書の第三面の【12.備考欄】に該当する規定による図書の添付省略の旨、認定番号及び日付を記入すること。

※1…中間検査時に添付されたものは完了検査申請時に添付不要。

※2…確認申請時に添付されているものを除く。

※3…**木造建築物**のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物（規模：地階を除く階数が2階以下かつ高さ16m以下で延べ面積が300㎡以下）については、仕様表に必要な事項を記載することで各種伏図及び2以上の軸組図が省略可能です。  
なお、枠組壁工法等については、令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項（具体的には告示（H13告示第1540号））を示した伏図等が必要になります。

※4…構造計算によることで壁量計算等が省略される場合を除く。

※5…確認申請先とは別の建築主事等若しくは指定確認検査機関を検査申請先とする場合

※6…【**枠組壁工法**】に添付が必要な図書は、H13告示第1540号に規定された仕様を記載した図書とする。

### (3)準備書類

検査の際には必ず次の工事図書類を用意してください。なお、これらの書類は中間検査申請時に提出の必要はありませんが、現地検査において検査員が確認するものです。

ただし、検査の特例を適用する建築物においては各工程の写真以外は必ずしも必要とはしませんが、工事監理の状況のヒアリングの結果、疑義がある場合は資料の提出を求める場合があります。

#### 【 鉄筋コンクリート造の部分 】

- ・ 工程写真
- ・ 鉄筋製品検査成績書（ミルシート等）
- ・ コンクリート配合報告書
- ・ コンクリート試験成績書報告書（四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応ほか）
- ・ 配筋写真
- ・ 鉄筋ガス圧接試験成績表（試験を行った者の氏名、資格、サンプル数、試験結果等）  
すでに基礎等が施行済みで中間検査で配筋状況が確認できない場合は、それが確認できる工事途中の写真

#### 【 鉄骨造の部分 】

- ・ 工程写真
- ・ 鋼材製品検査成績表（ミルシート等）
- ・ 溶接部検査結果報告書（試験を行った者の氏名、資格、サンプル数、試験結果等）

#### 【 木造の部分 】

- ・ 工程写真 ※ 枠組構造の特定工程時に生じる隠蔽部の写真に注意する。

また、必ず必要な工事図書以外に次の工事図書類を確認することがあります。

- ・ 地盤調査報告書
- ・ 杭の施工結果報告書
- ・ 各種工事施工計画報告書
- ・ 各種工事施工結果報告書
- ・ 非破壊検査報告書
- ・ 使用金物一覧表
- ・ 各種認定工法が確認できる書類